

北見市の医療費助成等について

北見市では、重度心身障がい者・ひとり親家庭等の方、中学生までの子どもを対象に医療費の助成を行っています。(いずれの場合も所得制限があります。)

		対象となる方	助成（給付）の概要
重度心身障がい者医療費助成	65歳未満の方	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級および3級（内部障がい）の交付を受けた方 療育手帳（A判定）の交付を受けた方、または重度の知的障がい者と判定、診断された方 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方 	保険診療の自己負担額の一部を助成します。（入院時の食事代、居住費等の保険外診療を除く） ※精神障害者保健福祉手帳1級の方…入院を除く
	65歳以上の方	下記に該当される方で、後期高齢者医療制度に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級および3級（内部障がい）の交付を受けた方 療育手帳（A判定）の交付を受けた方、または重度の知的障がい者と判定、診断された方 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方 	保険診療の自己負担額の一部を助成します。（入院時の食事代、居住費等の保険外診療を除く） ※精神障害者保健福祉手帳1級の方…入院を除く
等医療費助成	ひとり親家庭	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の18歳までの児童及びその児童を扶養または監護している父または母 ※進学等により子を引き続き扶養する場合は、申請により20歳になる月の末日まで更新可能 	保険診療の自己負担額の一部を助成します。（入院時の食事代、居住費等の保険外診療を除く） ※子…入院・通院・訪問看護 父または母…入院・訪問看護
医療費助成	子ども	中学校卒業までの子ども（満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	保険診療の自己負担額の一部を助成します。（入院時の食事代、居住費等の保険外診療を除く） ※小学校就学前児童…入院・通院・訪問看護 小・中学生 …入院・訪問看護
の養育医療給付		未熟児で出生し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児	指定養育医療機関における入院医療（保険診療分）を給付します。

◎自己負担

	対象者	自己負担
子どもひとり親家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 小学校就学前児童 小学生以上で住民税非課税世帯の方 	<ul style="list-style-type: none"> 初診時一部負担金 [医科：580円 歯科：510円 柔道整復：270円] ※子ども医療費助成は医科・歯科のみ ※訪問看護の場合は、診療費の1割
	上記以外の方	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の1割相当額 月額限度額 入院：57,600円 多数回該当 44,400円 通院：18,000円 年間限度額 144,000円 ※訪問看護の場合は、診療費の1割
の養育医療給付	重度・ひとり親家庭等・子どもの医療費助成対象の方	初診時一部負担金 [580円]
	上記以外の方	所得に応じた自己負担があります。